

茨城県建設業法違反等監督処分基準 新旧対照表 (案)

改 正 後	改 正 前
<p>茨城県建設業法違反等監督処分基準</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 監督処分の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者に対する基準</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。</p> <p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>① 労働安全衛生法違反等 (工事関係者事故等) (略)</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>i 建築基準法違反等</p> <p>a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>茨城県建設業法違反等監督処分基準</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 監督処分の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1) 建設業者に対する基準</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。</p> <p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>① 労働安全衛生法違反等 (工事関係者事故等) (略)</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>i 建築基準法違反等</p> <p>a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁刑**に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁刑**に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁刑**に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁刑**に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁刑**に処せられた場合は7日

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が**懲役刑**に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が**懲役刑**に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役刑**に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役刑**に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が**懲役刑**に処せられた場合は7日

以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

5)～9) (略)

(2) 無許可業者に対する基準

1) 契約締結過程に関する法令違反

① (略)

② 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上それ以外の場合で役員等が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととす

以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

5)～9) (略)

(2) 無許可業者に対する基準

1) 契約締結過程に関する法令違反

① (略)

② 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上それ以外の場合で役員等が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととす

る。

また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は3日以上営業停止処分を行うこととする。

2) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

（以下略）

る。

また、同法第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は3日以上営業停止処分を行うこととする。

2) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

（以下略）